

桐生市シティブランディング戦略会議傍聴要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、桐生市シティブランディング戦略会議(以下「戦略会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（傍聴定員）

第2条 戦略会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴者」という)の定員は、10人とする。ただし、開催しようとする会場の都合等を考慮し、これを増減することができる。

（傍聴手続）

第3条 傍聴者は、会議開催時刻の30分前から15分前までに会議室の入口で、傍聴人受付簿に必要事項を記入しなければならない。

（傍聴の制限）

第4条 次のいずれかに該当する者は、戦略会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器、その他危険のおそれがある器物等を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 旗、のぼり、プラカードの類を持っている者
- (4) 前各号掲げる者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがある等、傍聴を不相当と認める者

（傍聴人の守るべき事項）

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 放言、放歌等により騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻き、腕章、たすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事進行の妨害となるような行為をしないこと。

（撮影、録音等の禁止）

第6条 傍聴者は、写真、ビデオ等の撮影、又は録音等をしてはならない。ただし、委員長の許可を得た者は、この限りではない。

（会議非公開時の傍聴人の退場）

第7条 傍聴人は、会議を公開しない旨の決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

（係員の指示）

第8条 傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第9条 委員長は、傍聴者がこの要領に違反するときはこの要領の定めに従うことを命じ、その命令に従わないときは当該傍聴者を退場させることができる。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、戦略会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 3 月 26 日から施行する。